静岡県立ふじのくに国際高等学校
国際バカロレア・ディプロマプログラム
インクルージョン・ポリシー（特別支援教育に関する方針）

１　方針

静岡県では国のインクルーシブ教育システムに基づき、障がいの有無に関わらず、居住地区で共に支え合い育つという「共生・共育」の理念のもと、教育上の配慮を必要とする子どもたちそれぞれに応じた教育課程を編成し、専門的で細やかなインクルーシブ教育を行っている。

また、一人ひとりがかけがえのない存在であることを認識し、多様性が尊重され、偏見や差別のない社会の実現を目指し、学校教育において人権の意義・内容等について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる生徒の育成を目指した人権教育が推進されている。

ふじのくに国際高等学校（以下、本校）は、生徒を取り巻く環境の変化や価値観の多様化に対応するため、一人ひとりの学習スタイルやニーズを尊重し、新しい時代に対応した教育を実現することで、グローバル社会及び地域社会に貢献できる人材の育成を目指している。

以下、本校における生徒への支援の取組について示す。

２　本校が育てたい生徒像

令和に誕生したフレックスハイスクールとして、生徒一人ひとりの学習スタイルやニーズを尊重し、新しい時代に対応した教育を通して、グローバルな視点を持って地域社会に貢献できる人材の育成を目指している。本校が育てたい生徒像は次のような生徒である。

(1) 学校内外での活動を継続しながら、自分の夢の実現に向けて努力し続ける人。
(2) 予測不能な未来に対し、生涯にわたって学び続ける姿勢と熱意を持ち、新しい考え方や方法を探究して地域社会に貢献する人
(3) 周囲の人々の多様な価値観を受け止め、自信を持って創造的に自分を表現する人
(4) 学校内外での活動を大切にして学業との両立を目指すなど、多様な学びを求める人
(5) 自ら学び、探究することを通じて、積極的に地域社会に貢献したい人
(6) 周囲の意見を謙虚に受け止め、自分の考えをしっかり述べることができるようになりたい人

３　目標具体化への支援

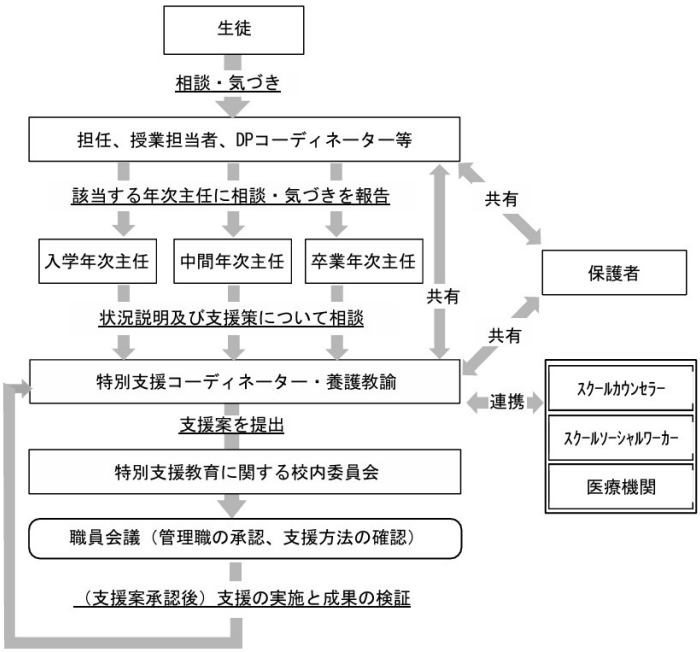
本校は、教頭、健康支援課長、健康支援課担当（養護教諭）、年次主任、学級担任・副担任、特別支援教育コーディネーターから構成される特別支援教育に関する校内委員会を設置しており、必要に応じて、DP コーディネーターや教科担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等も加えて委員会を行う。また、本校では、週１回

程度、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーが来校するため、必要に応じて、両者との面談を設置し、専門家の支援を受ける。外部機関や専門家と連携し、組織的・協働的に特別な支援を必要とする生徒に対応する。

教職員は特別支援に関する必要な情報を共有し、授業、ホームルーム活動、特別活動等を通して生徒の様子を見守り、声かけや面談等を行う。

学習面においては確かな学力を育成するため、少人数による個別最適な学びの実現を目指し、ICT 等を有効に活用して生徒の基礎学力の定着を図るとともに、学習習慣を確立させる。特別な支援を必要とする生徒への対応については教科担当者と具体的な支援策を検討し実行していく。

生徒の心のケア、教育相談については保護者と積極的に情報交換を行い、外部専門職と連携しながら支援にあたる。



4　評価や試験に際しての配慮について

言語面、身体面、心理面において支援を必要とする生徒に対しては、評価や試験が不利にならないよう教科担当、年次部、IB 推進委員会等により継続的なサポートを行う。国際バカロレア DP コースにおける評価課題や試験については、国際バカロレア機構発行の「受験上の配慮の必要な志願者について」に定められており、これらに基づいて生徒に必要なサポートを行う。

(1) 評価に必要なもの（実技、課題、口頭試問など）を提出することが困難な場合、本人の状況に応じて、妥当な評価ができる準備をする。

(2) 日本語が苦手な生徒に対して、課題や試験問題の漢字にふりがなをつけたり、より易しい日本語で書かれた教材を準備したりする。

(3) 身体面に配慮して、例えば見づらい場合に文字を大きく拡大した試験課題を準備したり、書くことができない場合は口頭での録音を認めたりする。

(4) その他特別な事情がある場合に、試験時間の延長や、別室受験を認めるなどの配慮を検討する。

５　他のポリシーとの関係及び方針の見直し

生徒が安全な学習環境、支援体制を確保するためには、他のポリシーと照らし合わせ、必要に応じて、本ポリシーの修正等を検討する。また、この特別支援教育方針は、IB 推進委員会及び特別支援コーディネーターにより、毎年１回、年度末に検討及び見直しを行う。また、毎年度の始まりには、すべての学校関係者に公表する。

改訂年月：令和８年 10 月